

## 【使用料の減免について】

\*障がいのある方が個人としてご利用の場合は条例に定める手帳原本を受付にてご提示ください(コピー・期限のあるものは期限切れ不可)。

\*施設の課程としてご利用になる場合は、ご利用予定日の1ヶ月前までにゆびあすまで下記の書類の提出が必要です。

- ① 「盛岡市余熱利用健康増進センター使用許可書」
- ② 「利用料金減免申請書」
- ③ 当日ご利用になる方の手帳のコピー(期限のあるものは期限切れ不可)  
(申請後、ご利用人数が増えた場合は当日手帳原本を受付にてご提示いただくか、コピーをご持参ください。)

\*\*\*\*\*

条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市余熱利用健康増進センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

前項の規定にかかわらず、条例第9条第1号に規定する障がい者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの(その者の保護者が交付を受けているときは、本人)又は同号に規定する障がい者であることを証明する書面を有するもの(以下「手帳被交付者等」という。)

及び障がい手帳被交付者等の介護を行う者が個人で使用する場合の同行の申請者の提出については、当該被交付者等にあつては当該手帳または書面の、当該手帳被交付者等の介護を行う者にあつては当該介護を行う手帳交付者等に係る当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

- (1) 身体障がい者福祉法(昭和24年法律第283号)  
第15条第1項の身体障がい者手帳
- (2) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)  
第45条第1項の精神障がい者保健福祉手帳
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)  
第4条第1項の戦傷病者手帳
- (4) 知的障がい者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)  
第2条の療育手帳